**入院（入所）中 ・ 認定申請中 住宅改修承諾書**

下記の（１）（２）を承諾した上で住宅改修工事を行います。

（１）入院中又は施設入所中に改修する場合

住宅改修費の支給には，退院又は施設退所して改修後の住宅で実際に生活することが必要になります。入院中又は施設入所中に住宅改修する場合は，以下の点について，予めご了承ください。

①住宅改修費支給の可否の判断および給付は，退院又は施設退所の証明書および申請対象の住宅に戻ったことを確認した後になります。

②退院又は施設退所予定日までに申請対象の住宅に戻らなかった場合は，当該申請は取り下げになります。

③退院又は施設退所予定日までに申請対象の住宅に戻らず，申請が取り下げとなり，その後申請対象の住宅に戻った場合，事前確認で問題がなければ，申請者は同様の箇所について住宅改修申請を行うことができます。この場合，再度申請書，添付資料をすべて再提出することになります。

④申請が取り下げとなった場合の住宅改修の工事費用は全額自己負担になります。

⑤住宅改修工事が完了した場合，通常の工事完了報告書類に加えて，入院していた病院又は入所していた施設が発行する退院又は退所したことが分かる証明書を提出することになります。

⑥⑤の証明書の様式は任意とするが，入院又は入所していた者の氏名・住所・生年月日，退院又は退所した年月日，入院していた病院又は入所していた施設の所在地・名称が記載されていること，入院していた病院又は入所していた施設が発行したものであることが必要です。

（２）認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは，要介護認定を受けている方になります。認定申請中に改修する場合は，以下の点について，予めご了承ください。

①認定申請中に住宅改修の申請，村による事前確認，工事を行うことはできますが，支給対象の可否は判断できません。

②住宅改修費支給の可否の判断および給付は認定結果が出てからになります。

③認定結果が非該当（自立）の場合は，申請の取り下げとなります。

④申請が取り下げになった場合の住宅改修の工事費用は全額自己負担となり，支給対象とはなりません。

　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被保険者氏名 | （本人）　印※本人自筆ができない場合は，配偶者または家族の代筆でも構いません代筆者　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　）　 |
| １，２のどちらかあてはまる項目に○をして必要項目をご記入下さい。 |
| １ | 入院・入所中の場合 | 退院・退所予定日 | 年　　　月　　　日　 |
| 着工予定日 | 年　　　月　　　日　 |
| 完成予定日 | 年　　　月　　　日　 |
| 入院・入所施設名 |  |
| ２ | 認定申請中 | 認定申請日 | 年　　　月　　　日　 |